

費用負担の在り方について

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

【議論の経緯】

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①
(関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議)
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
(地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
(受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年9月17日 第5回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について④
(受益者負担の水準等に関する意見交換)

【今後の予定】

- **令和7年9月以降** 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等に要する主な費用等

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。

受益者負担①（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



上記を踏まえた、具体的な水準に関する考え方は、次頁参照

受益者負担②（参加費の具体的な水準に関する考え方）

- 調査データによると、①現状の部活動等に関する費用が月額換算で2千円強であるとともに、②地域クラブ活動の参加費の実態と保護者が妥当と思う水準は、いずれも、月額3,000円未満が8割以上、月額4,000円未満が9割以上を占めている。
 - また、本会議での議論においても、先行して地域展開を進めている地方公共団体を中心に、保護者に負担して頂ける参加費は、高くても月額3,000円程度という意見がある。一方、将来にわたる持続可能性の重要性を考慮して、月額3,000円程度を超える設定をしている地方公共団体もあり、こうした点も含めて総合的に考慮した整理が必要。
- ⇒ まずは、このような考え方を示しつつ、より具体的な費用負担の在り方については、新たな支援制度の設計等を全体として検討・整理する中で、引き続き検討すべき。

（参考）受益者負担に関する基礎データ ※詳細は、P11～13を参照

【現状の部活動等における負担額】

文部科学省が行った「令和5年度子供の学習費調査」の結果によると、公立中学校の「教科外活動費」（部活動・芸術鑑賞会等）は、月額換算で2,276円。

【地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が行った地方公共団体に対する調査の結果によると、1,000円未満が3割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割以上を占める。

【地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う水準（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が実証事業において行った保護者へのアンケート調査によると、1,000円未満が3～4割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割～9割を占める。

民間からの寄附等の活用①

地方公共団体における取組事例

※詳細はP14～18参照

- **北海道安平町**
企業と連携し、自動販売機の売上の一部を地域クラブ活動の運営団体に寄附
- **新潟県佐渡市**
生徒が初めて体験する種目に気軽に参加しやすくするため、市民に対して用具の提供を呼びかけ
- **熊本県玉東町**
練習着に企業名を掲載することにより地域クラブ活動の活動資金の一部を確保
- **長崎県長与町**
町内企業からの寄附（30万円）、町外企業からの企業版ふるさと納税（210万円）
- **富山県**
地域クラブ活動への支援・協力等に取り組む企業等を登録する制度を構築

想定される企業等（プロスポーツチームを含む）からの主な協力内容

① 財政的支援

（例）寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー（練習着等への企業名掲載等）、ネーミングライツ、収益還元型の自動販売機の設置など

② 企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）

③ 企業等の所有する施設の貸出し ④ 用具・物品の提供 等

企業等からの協力を促進するための主な取組

- 地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルで協力企業等の募集・登録及び市区町村とのマッチングなどを行う仕組みの構築
(例) 富山県「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 (P18参照) など
- 企業等へのインセンティブ付与
(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用 など
- 企業等による連携体制の構築
(例) 「ブカツ・サポート・コンソーシアム」 (P19参照) など
- 国レベルでの気運醸成等
(例) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催 (P20～21参照)、先進事例の収集・普及 など

參考資料

I 総論

3. 今後の改革の方向性

（4）次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせることが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な用途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

- 第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

【前略】

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、【以下略】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

VIII. 地方経済の高度化

（5）文化芸術・スポーツを通じた地方創生

【前略】

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。更に、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益するよう取り組む。

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）【令和6年度】

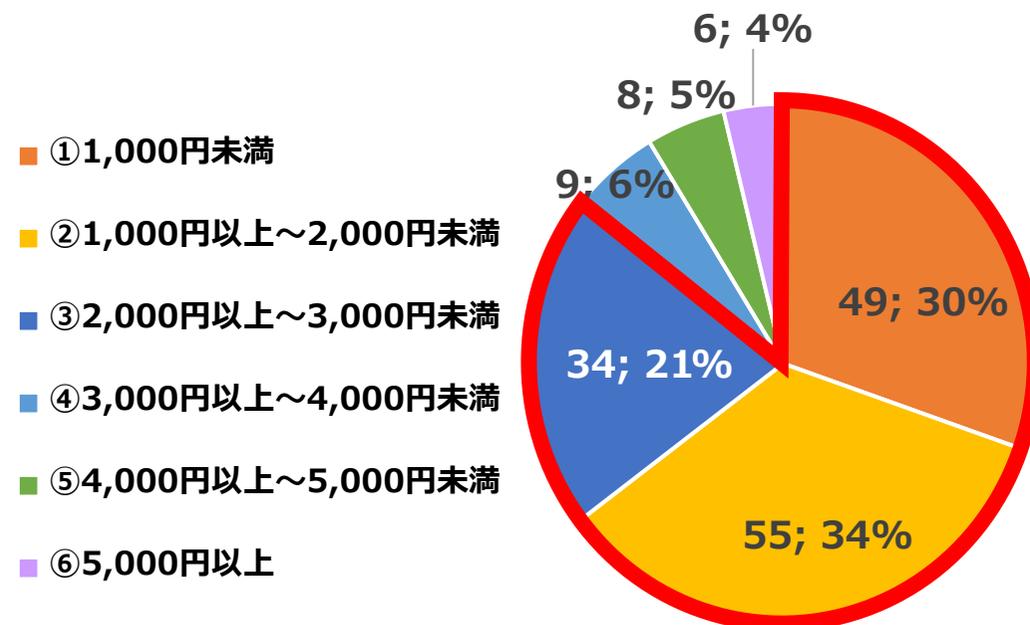
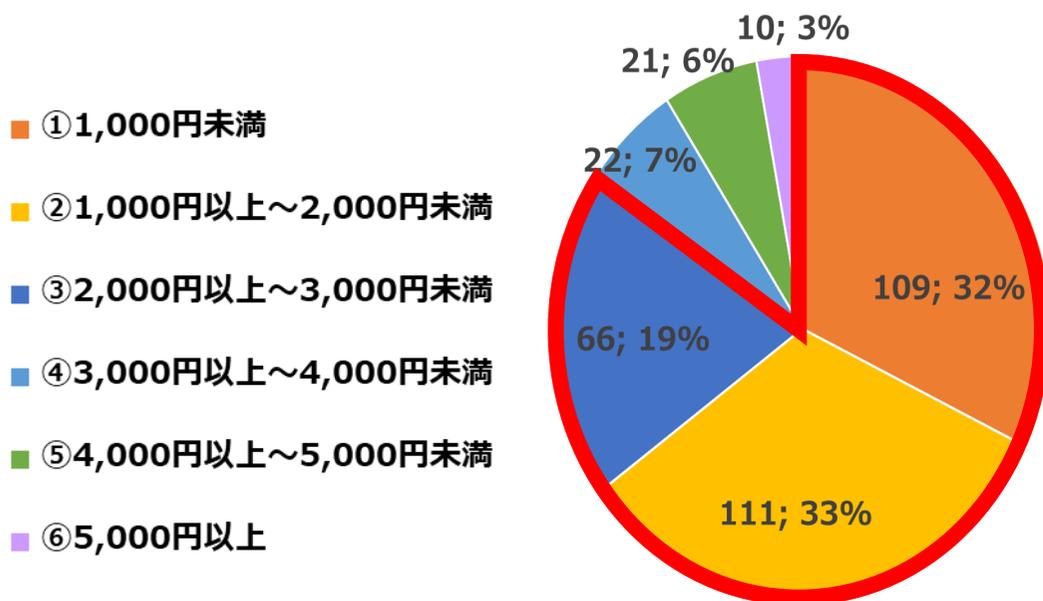
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

＜運動部＞ 回答数：399 ⇒ **月額3,000円未満が84%**

＜文化部＞ 回答数：161 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）【令和7年度】

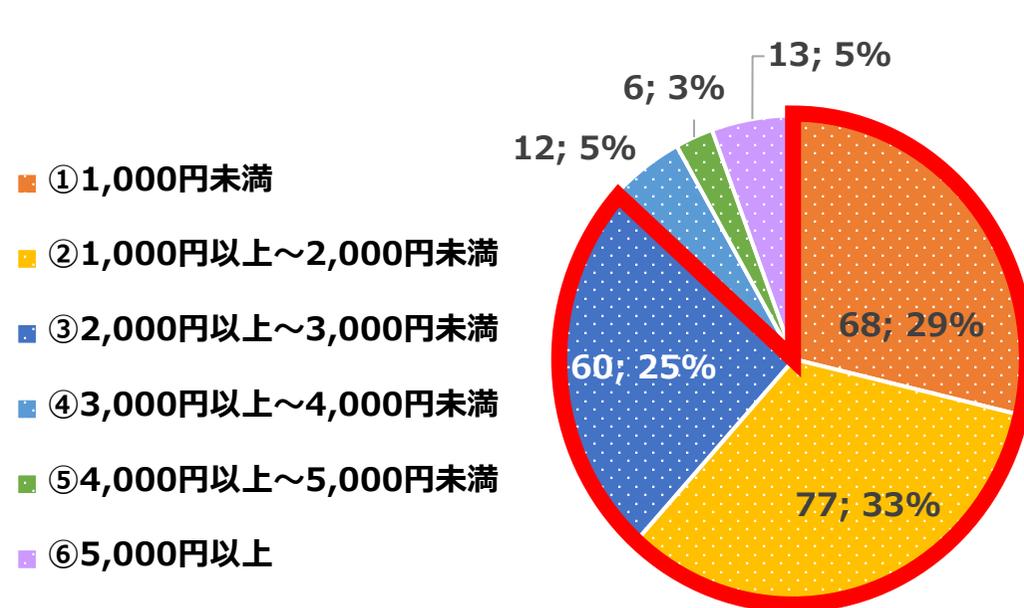
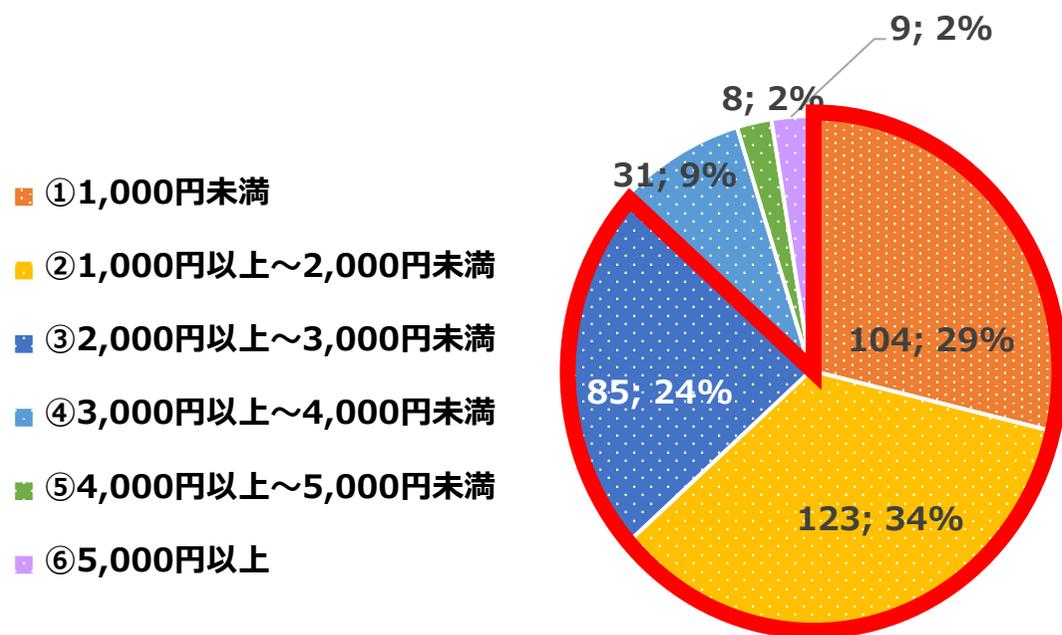
調査名：部活動改革の取組状況に関する調査

調査時期：令和7年5月7日～6月6日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、64事務組合

<運動部> 回答数：360 ⇒ 月額3,000円未満が87%

<文化部> 回答数：236 ⇒ 月額3,000円未満が87%



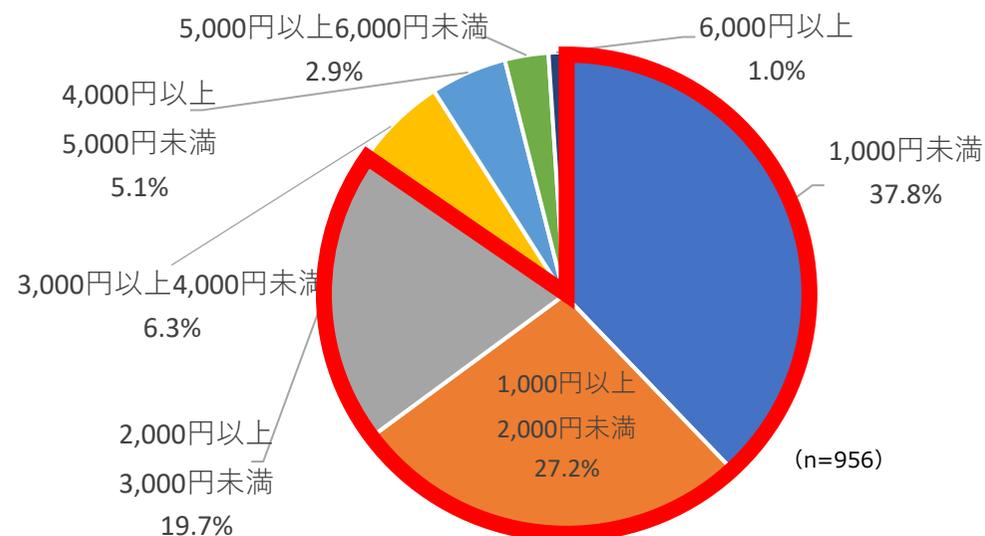
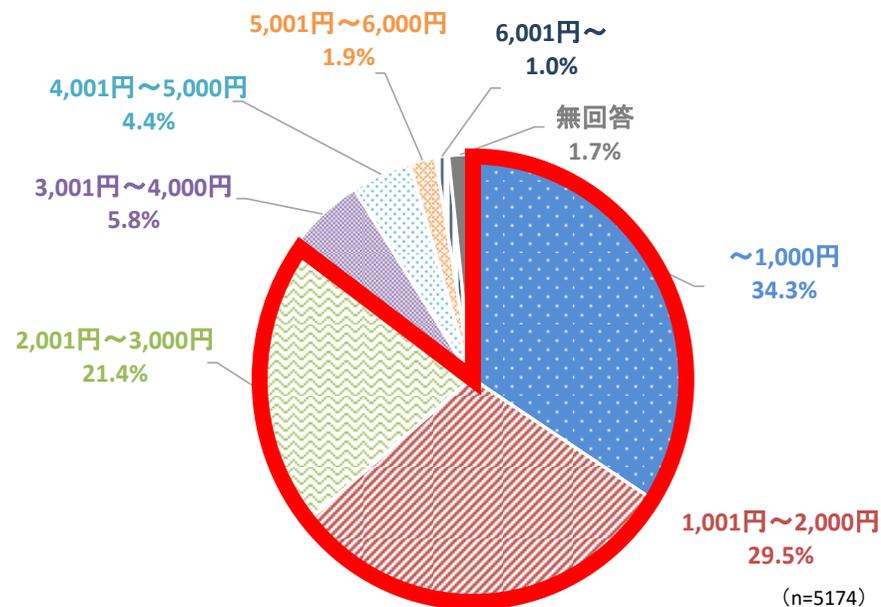
○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ **月額3,000円以下が85%**

文化部回答数：956 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

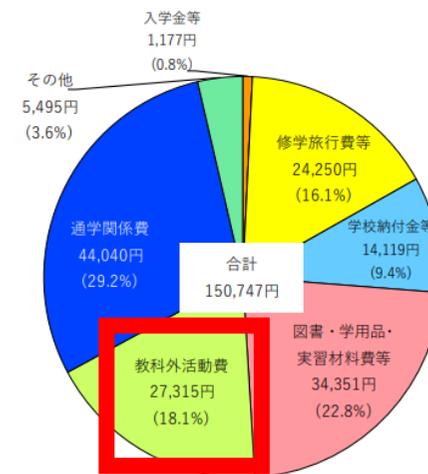
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（**月額換算で2,276円**）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



民間からの寄附等の活用に関する取組事例①

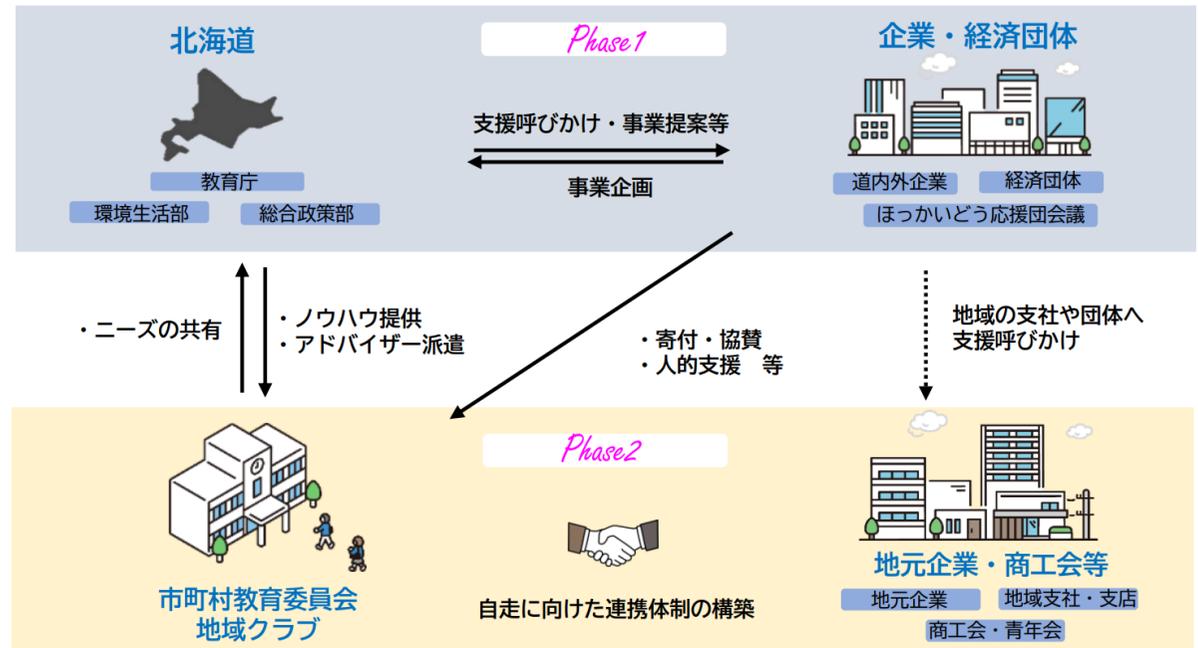
●北海道安平町

北海道教育委員会、北海道安平町、同町のNPO法人アビースポーツクラブ、大塚製薬株式会社が連携し、地域スポーツ環境整備に向けた飲料水の「地域貢献型自動販売機」を安平町立早来学園（義務教育学校）に1台設置。部活動の地域クラブ活動への移行を目的とした官民連携を支援する道教委の事業「Do-START」の一環で、売り上げの一部は部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む同法人に寄附。



地域貢献型自動販売機

北海道教育委員会の官民連携支援「Do-START」



民間からの寄附等の活用に関する取組事例②

●新潟県佐渡市

初めてその種目に参加する生徒が気軽に活動しやすくする手立てとして市民に用具のリユースを呼び掛けるチラシを作成して配布。募集した用具は、グローブ、バット、ラケット等。2か月間で31の道具を収集。

回覧

令和5年8月10日 発行

道具のリユース募集

～佐渡市地域クラブ活動実施に向けて～

- 自宅に使わなくなったスポーツ用品や楽器はありませんか？
- お子さんが中学生の頃、部活動で使っていた道具が残っていませんか？



教育委員会では、休日の部活動を地域での活動へと進めていきます。新たに始める佐渡市地域クラブ活動では、中学生が多様な活動を選択できるようにしたいと考えています。しかし、初めて体験する活動では道具をそろえる必要があり、保護者の負担が増えてしまいます。

そこで、使わなくなった道具のリユース活用を進めていきます。道具をそろえることによって、生徒が経験したことのない種目や活動を容易に体験することができます。

中学生が使えるような道具でご家庭では使わないものがありましたら、道具の寄付にご協力をお願いいたします。

リユースで活用したい道具

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)
各種楽器(吹奏楽、ギター)

*使用可能(スポーツ用品は中学生の使用規模)な道具のご協力をお願いします。

状態によっては受け取れない場合があります。

*ご寄付いただいた道具の返却には応じかねます。ご容赦ください。

*ご協力いただける道具があれば9月1日(金)までに地区公民館にお持ちください。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育課
TEL58-7356 FAX58-7357



随時道具のリユースを募集しています!!



グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)、各種楽器(吹奏楽、ギター) など
ご協力いただける道具(使用可能)があれば地区公民館にお持ちください。



出典

佐渡市地域クラブ活動だより、その他佐渡市ホームページ掲載資料
<https://www.city.sado.nigata.jp/uploaded/attachment/52310.pdf>
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書
<https://activitycasestudy.jp/pdf/R5/152242.pdf>

民間からの寄附等の活用に関する取組事例③

● 熊本県玉東町

教育委員会が設置した地域クラブ活動「玉東クラブ」のサッカークラブにおいて、玉東町サッカー協会が中心となり、スポンサーを募集。練習着へ企業名を掲載することにより、スポンサー料をいただき、活動資金に充当。



玉東町サッカー協会

スポンサーを募集します

私たちと共に子ども達の夢や希望を叶えるための支援やスポーツの力で地域を元気にする仲間を募集します

お問い合わせ




会員種別

種別	スポンサー料	Jr.ユース練習着掲載箇所 (位置)	募集社数	特典
プラチナ	60,000	胸 (中央)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・U12大会ネーミング権 (玉東町サッカー協会主催大会) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ゴールド	30,000	背中 (大・上)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
シルバー (決定済)	25,000	背中 (大・下)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ブロンズ	20,000	鎖骨	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ブルー	15,000	袖	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
グリーン	10,000	パンツ	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布

民間からの寄附等の活用に関する取組事例④

●長崎県長与町

持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援へ向け、企業版ふるさと納税を開始。令和5年度には、企業との連携協定を締結した。町外企業2社、町内企業1社より、地域スポーツ活動への支援として寄附を受けた。

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- 町内企業 有限会社長崎井上様より300千円寄附 (R5・6・7)
- 町外企業 企業版ふるさと納税 (R5)
三井住友海上火災保険(株)様より2,000千円寄附
株式会社Sports&Works様より100千円の寄附



● 有限会社長崎井上様からの寄附



● 企業との連携協定

三井住友海上火災保険から
長与町の「部活動の地域移行」への
企業版ふるさと納税 第1号!

部活動の地域移行×企業版ふるさと納税

長与町では「子育て」「教育」「健康づくり」を柱とした地方創生の取組を推進し、多くの方が幸福を実感できるような「幸福度日本一のまち」を目指しています。



『幸福度日本一のまち』の実現へ

長与町が取り組む、部活動の地域移行が目指すもの

長与町には、3つの中学校（長与中学校・長与第二中学校・高田中学校）があります。令和5年度から、学校と地域が連携して、休日の部活動を学校の活動から地域の活動へ移行していきます。

長与町では、近年、これまで横ばいであった人口は減少局面に入り、少子高齢化の進展が顕著になりつつあります。長与町の子どもたちがやりたいスポーツを楽しめる環境を創るとともに、長与町に勤務する教職員が健康で元気に働ける環境の2つを実現し、「子育て」「教育」「健康づくり」につなげていきたいと考えています。

出典

スポーツ庁ホームページ掲載資料

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240207-spt_oripara-000028263_002.pdf

民間からの寄附等の活用に関する取組事例⑤

● 富山県

中学生や高校生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、生徒により良いスポーツ・文化環境を提供することを目的として、学校の部活動や地域クラブ活動に協力いただける企業を「部活動・地域クラブ活動応援企業」として登録。



活動に係るシャトルの購入費や
従業員の大会遠征費など金銭面も補助

部活動応援企業PR動画

地域の生徒たちのために、ご協力ください！ 富山県

部活動・地域クラブ活動 応援企業募集中

富山県では、中学生または高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動や地域クラブ活動を実施する学校や団体に対し、指導者の派遣や運営支援を行う企業等を募集しています。

動画をチェック！



地域に貢献する企業としてのPRになります！
事例は、HP等でPRします！

右の項目にご賛同いただける
企業等の皆さまの登録申請を
お待ちしております。

- 部活動や地域クラブ活動への指導者の派遣
- 施設（活動場所）や用具の提供
- 部活動や地域クラブ活動への財政的支援
- 部活動や地域クラブ活動への参加を促す社内制度の整備 等

- 登録団体数（R7.7月時点）
24団体
- 取組事例（三晶MEC株式会社（バドミントン））

<支援内容>

- ・ 休日における中学生への実技指導
- ・ 施設使用料や消耗品等の支援
- ・ 指導者の遠征費等の補助



指導者

「地域への貢献、地域の活性化につなげることができる良い機会である。」

「より専門的な指導を受けることができ、体力や技術が向上した。」
「いろんな年齢の人と練習できて、楽しく取り組めた。」



生徒

富山県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/happyyou/20250610press.html>

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 別添資料

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0303.pdf

What's ブカツ・サポート・コンソーシアム

ブカツ・サポート・コンソーシアム（通称：ブカサポ）では、企業・団体等が連携し、スポーツ庁・文化庁、地方公共団体が推進する「部活動の地域連携・地域展開」の取り組みに対し、**制度設計、伴走支援、必要な人材・物資・財源の確保や運営・管理ノウハウの提供等**、それぞれの専門性を最大限に活かしたサポートを行うことにより、**社会課題の解決・解消に向けて継続的に貢献していくこと**を目的としています。



包括連携協定 締結先 (2025.3月現在)

沖縄県教育委員会 / 山形県教育委員会 / 徳島県教育委員会

構成

理事企業

スポーツデータバンク株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本郵政株式会社

加盟団体 * 2025.3月現在

株式会社ルネサンス
ミズノ株式会社
株式会社hacomono
TOPPANホールディングス株式会社

設立

2024年9月（法人設立手続き中）

主な活動内容

- 部活動の地域連携・移行事業への参画を検討している企業・団体や大学・研究機関等との情報共有。
- 部活動の地域連携・展開に関する協業検討の機会の提供。
- 地方自治体の課題や取り組みに関する相談、情報交換の機会の提供。
- その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要となる活動。

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた 産官学連携フォーラムを開催しました！

開催概要

- ◆ 趣旨：部活動改革を円滑に進めるため、**地方公共団体、スポーツ団体、民間企業、大学などの幅広い関係者が集うフォーラムを開催し、改革の理念や進め方、取組事例等の共有を図るとともに、地方公共団体と民間企業、大学等とのマッチングの機会を設ける。**
- ◆ 主催：スポーツ庁、地域スポーツクラブ活動体制整備事業運営事務局
- ◆ 日程：令和7年8月25日、26日
- ◆ 会場：ベルサール新宿南口（東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11）
- ◆ 対象：首長、教育長、部活動の地域クラブ活動への移行(部活動の地域展開)を担当する行政職員、総括コーディネーター、地域クラブ活動の運営団体職員等
- ◆ 2日間の来場人数：573人

部活動の地域展開・地域クラブ活動の 推進に向けた産官学連携フォーラム



パネルディスカッション登壇者（左から、友添秀則氏、益子直美氏、原晋氏、小路明善氏、室伏広治長官、栗山英樹氏、代田昭久氏）

1 日目

基調講演

「子供たちのための部活動改革～産官学の連携を通じて～」をテーマに、地域クラブ活動において創出する「新たな価値」について共有するとともに、企業や大学など、幅広い関係者が連携して、部活動改革を進めていく必要があることを伝えました。



マッチングフェア

地域クラブ活動の運営をサポートするサービス・ソリューションの提供や、地域クラブ活動において企業・大学等の人材が活躍できる仕組みづくり等を行っている民間企業、大学等がブースを出展し、地方自治体担当者とのマッチングイベントを実施しました。



2 日目

パネルディスカッション

スポーツ界、行政、大学等の各分野の有識者が登壇し、「地域クラブ活動が目指すべき姿」や「地域全体で連携して行う部活動改革」について、それぞれの立場から意見が交わされました。



取組事例発表 / ワークショップ

スポーツ庁の施策説明や、地方自治体の取組事例発表（富山県、福岡県、岐阜県）を実施。また、ワークショップでは、人口規模が近い自治体でグループ分けを行い、地域クラブ活動の担い手の確保・育成等といったテーマについて、課題の共有・解決策の検討を行いました。



幅広い関係者の御協力もいただきながら、部活動の地域展開等の全国的な実施を進めていきます！

当日の様子の
詳細はこちら→



パネルディスカッション

● 栗山 英樹 氏 (北海道日本ハムファイターズCB0)



「野球界も部活動の地域展開について応援していますが、現実的に非常に難しい取組であると言えるでしょう。例えば、過疎地域では学校に1人しかこの競技をやりたい人がいない、指導者がいない、といったことも考えられるので難しい面が多いと思います。この取組に対して、大人である我々が、難しいと思いつながら『本気でやり切る』姿勢を見せないと、子供には伝わらない、そして前にも進んでいかないのではないのでしょうか。はじめ、全員が無理だと思いつても、本人が二刀流をやったらおもしろいよね、という意識がありました。皆が『本当にできるんだ』という意識を持つことが必要だと思います。

また、指導者が『いない』のではなく、『どこかにいるはず』と考え、地域連携という点で前に進んでいきたいと考えています。これだけ子供たちが減っている中で、野球をどう残していくべきかだけでなく、スポーツ全体の将来を考えるべき時代だと思います。ぜひ、皆さんと意見を出し合いながら頑張っていきたいと思っています。そして、日本にはかつて地域が子供を育てるという感覚がありましたが、効率化が進む中でその意識が薄れてきたように思います。今回の部活動改革は、地域全体で子供たちを見守り育てる感覚を取り戻す大きなチャンスだと考えています。」

● 小路 明善 氏 (アサヒグループホールディングス株式会社社長)



「これからは『学歴重視』の社会から『学修歴』—『どこで』ではなく『何を』学び『どのような楽しさ・面白さ』を見つけたのかを重視する必要があるのではないかと思います。そのためには、地域・所得格差による受益格差を極力減らして、誰もが主体的に学べる多様な選択肢を作ること、また地域の特色を生かして、より豊かで刺激的な学びの機会を創出することが重要なのではないのでしょうか。

地方の4割近くの自治体が消滅危機である『2040年問題』があり、これは地域のクラブ活動の存続危機にも直結しています。これからは自治体任せではなく、産官学が連携して、共に学びの場を作っていくことが必要です。産業界から指導者を派遣することは、指導者の人数を増やすだけでなく、教育界に新たな風を吹かすことにも繋がるのではないのでしょうか。また産業界がビジネスソリューションを提供することも重要です。人生100年時代と言われる中で、産業界で活躍した方々が学生の指導者となることもあります。共通しているのは『自分のビジネスで培った経験を生徒たちに伝えたい』という熱い思いであるように感じました。これからは、子供の主体性を尊重し、それを支える指導者を育てることが大切だと考えています。」

● 代田 昭久 氏 (一般社団法人 未来地図 代表理事)



「部活動の地域展開を進めるにあたっては、現在の部活動の在り方を地域へスライドさせるだけではなく、質・量をアップデートしていく必要があると考えています。そして、部活動の地域展開を考えるときに、行政がただ受け皿となるのではなく、地域の人々が本当に楽しいと感じる取組をすることが大事なのではないでしょうか。長野県飯田市地域では、種目を問わず『クワガタ人生部』や『稲植え部』など、多種多様な80種目のクラブ講座を実施しています。そうすることで、子供たちの地域への愛着も深まり、地域に根を張ることにもつながるのではないのでしょうか。

また、この部活動改革を考える上で、都市部と過疎地域では本質的に問題が異なると感じています。都市部では地域展開が課題になりますが、過疎地域ではそもそも活動の存続そのものが問われており、財政支援の在り方が大きな問題となっています。その解決策の一つは、同じような課題を抱える自治体や地域がネットワークをつくり、連携することです。地元企業にも協力をお願いしていますが、それだけでは難しい現実があります。

地域と全国のナショナルスポンサー、さらに自助努力を組み合わせ、バランスのとれた資金調達仕組みを模索しています。国の支援に依存するのではなく、地域や自治体が自ら考え、互いに連携しながら改革を進めることが重要です。本日集まった自治体の皆さまとも、この機会にぜひつながっていければ幸いです。」

● 原 晋 氏 (青山学院大学陸上競技部監督)



「私は、指導者は地域から育てていくべきだと考えています。これから社会が流れていく中で、地域の年配者の方をどのように指導者として育成、また巻き込んでいくかが、子供たちから年配者の方までの共生、延いては地域経済の発展につながっていくのではないのでしょうか。

また、都心と地方ではニーズも課題も異なり、全国一律のルールだけでは対応できないでしょう。だからこそ、地域ごとに特色あるグループをつくり、失敗を恐れずに挑戦し続けることが大切です。新しいことに挑戦すればエラーは必ず起こりますが、それをどうプラスに転換できるかが重要です。決められたルールの中だけでエラーを避けていては、新しい発想は生まれません。私はこの改革を『150年に一度のフルモデルチェンジ』だと捉えています。車のマイナーチェンジではなく、フルモデルチェンジが発表されるような、次にどんな形になるのかワクワクする。そのくらい大きな転換期です。ぜひ皆さんと一緒に、このフルモデルチェンジを実現していきたいと思えます。」

● 益子 直美 氏 (日本スポーツ少年団本部長)



「部活動改革の今この時に、スポーツの勝利至上主義をなくしたいと考えています。私は2015年から、『監督が怒ってはいけない大会』を11年間続けているほか、監督・

指導者向けのアンガーマネジメント講座、子供たちへのスポーツマンシップセミナーを開催しています。これらの取組の中で、『怒らなくても勝てる』という結果も現れ、怒らない決意は指導者として必要な新しい技術だと考えます。

これらの取組は、5年程前までは非難されることも多かったですが、やってきたことは間違いではなかったと感じました。2023年には日本スポーツ協会副会長、日本スポーツ少年団本部長に就任し、『NO! スポハラ』活動に携わるほか、日本スポーツ少年団事業においても、スポーツマンシップやリーダーシップなどの普及に取り組んでいます。『部活動改革』はまだ誰もやったことがないからこそ、大人と一緒に失敗を恐れずにチャレンジをして、良い未来を創っていきたいと思います。今は『エンジョイスports』の価値が広がり、時代が変わってきていると感じます。長官も『150年に一度の大改革』とおっしゃっていましたが、部活動改革は誰も経験したことのない挑戦です。私自身も中学1年でバレーボールを始めて以来、まさか活動の場が学校の外に広がる時代が来るとは想像していませんでした。これから、地域の皆さんとつながり、アイデアを出し合い、環境を整えていききたいと思っています。」

● 室伏 広治 スポーツ庁長官



「日本の近代化に伴って、スポーツは教育の一環として学校に取り入れられてきました。しかし、学制150周年の節目を迎えた今、社会の変化や人々のニーズに合わせて発展させていく必要があると思っています。少子化が進む中、部活動の地域展開は、先手を打って取り組むことが重要です。そのために、産官学で手を取り合って進めていく必要があります。まさに150年に一度の改革です。本改革に対して、国として、スポーツ庁としてもしっかりと取り組んでまいります。中学生だけを対象とした取組ではなく、年齢の枠を越え、まち全体を元気にしていける取組だと思っています。

今日は多くの皆さんと子供たちのスポーツ環境について意見を交わし、大変学びの多い素晴らしい機会となりました。これを節目として、5年、10年、さらに先に『改革してよかった』と思えるよう取り組んでいきたいと思っています。スポーツや文化芸術活動は身体を通じて世代を超えて価値を伝え、日本のアイデンティティを育む大切なツールです。ときに人生観さえ変える力を持つスポーツの可能性を信じ、未完成でも大きな器を育てていき、人を豊かに育てる活動へとつなげていきたいと考えています。」

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和7年度予算額 37億円
 (前年度予算額 33億円)
 令和6年度補正予算額 29億円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証 16億円 (12億円) 委託・拡充 29億円 [令和6年度補正予算額]

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の利用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
 ※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を推進。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

- ＜主な政策課題＞
- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供(マルチスポーツ環境等の整備)
 - 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
 - スクールバスの活用や地域公共交通との連携
 - 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
 - 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
 - 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
 - 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
 - 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
 - 動画コンテンツ等の活用
 - 多様なニーズに対応した大会の開催
 - 運営の効率化のためのシステム整備 等

(2) 課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- 地域クラブ活動のモデルの構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- 複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (18億円) 補助・拡充

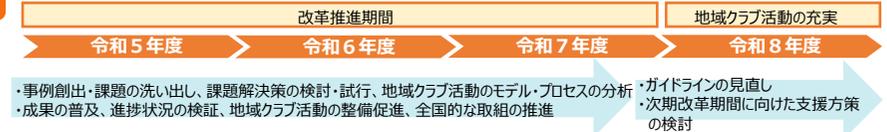
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実 【16,251人(運動部：13,178人、文化部：3,073人)】

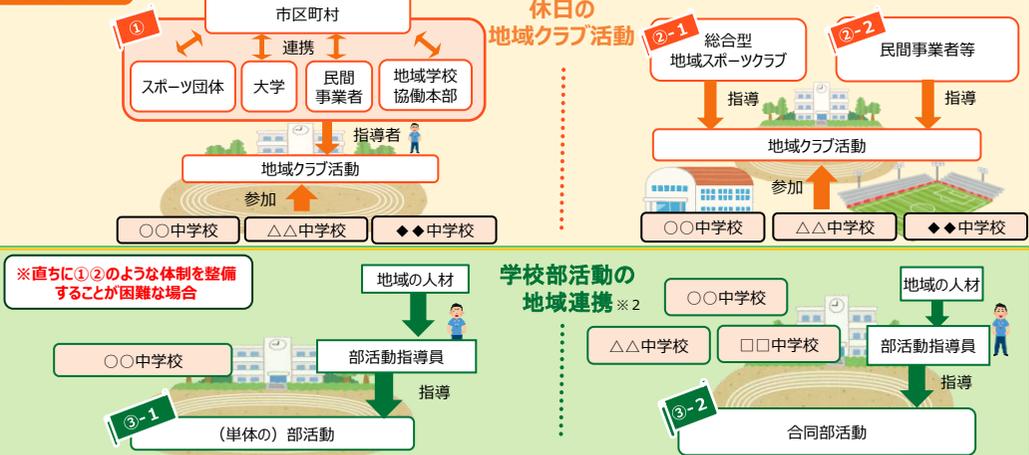
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円 (3億円) 補助・委託

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
 - 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 - 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築
 - デジタル動画による運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制整備 等

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である

令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R7年7月時点※】

岐阜県（30市町）
岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

滋賀県（13市町）
大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（17市町）
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

兵庫県（27市町）
姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

山口県（10市）
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市

大阪府（13市）
岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

石川県（13市町）
金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

広島県（8市町）
三原市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町、北広島町、世羅町

島根県（4市町）
江津市、雲南市、美郷町、邑南町

鳥取県（1町）
南部町

＜政令指定都市＞
17市

佐賀県（4市町）
佐賀市、多久市、基山町、白石町

福岡県（15市町）
豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、福津市、宮若市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、桂川町、筑前町

岡山県（12市町）
倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

長崎県（9市町）
長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

大分県（6市）
竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市

熊本県（21市町村）
八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島県（10市町）
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、与論町

沖縄県（8市町村）
宜野湾市、石垣市、糸満市、南城市、宜野座村、北谷町、中城村、八重瀬町

宮崎県（3市）
宮崎市、小林市、えびの市

秋田県（7市町）
秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、羽後町

青森県（6市町村）
八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、佐井村、三戸町

山形県（20市町）
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

新潟県（24市町村）
長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村

京都府（9市町）
福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、精華町

富山県（13市町）
高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町

北海道（42市町村）
旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町

岩手県（7市町）
盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県（9市町）
気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、亶理町、利府町、加美町、涌谷町

福島県（8市町村）
福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、国見町、川俣町、西郷村、三春町

茨城県（36市町村）
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、八千代町、利根町

群馬県（12市町村）
前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、榛東村、吉岡町、長野原町、東吾妻町、川場村、玉村町

栃木県（15市町）
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、下野市、上三川町、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町

東京都（7市区）
品川区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、昭島市、日野市

埼玉県（22市町）
川越市、熊谷市、行田市、本庄市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、久喜市、北本市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、小川町、寄居町

山梨県（12市町）
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、身延町、昭和町

千葉県（24市町）
銚子市、市川市、野田市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、いすみ市、栄町、東庄町、横芝光町、睦沢町、大多喜町

長野県（48市町村）
長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、阿智村、泰阜村、木曾町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

神奈川県（6市町）
藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町

三重県（12市町）
四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、紀北町、御浜町、紀宝町

静岡県（10市町）
沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市、菊川市、川根本町

奈良県（24市町村）
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村

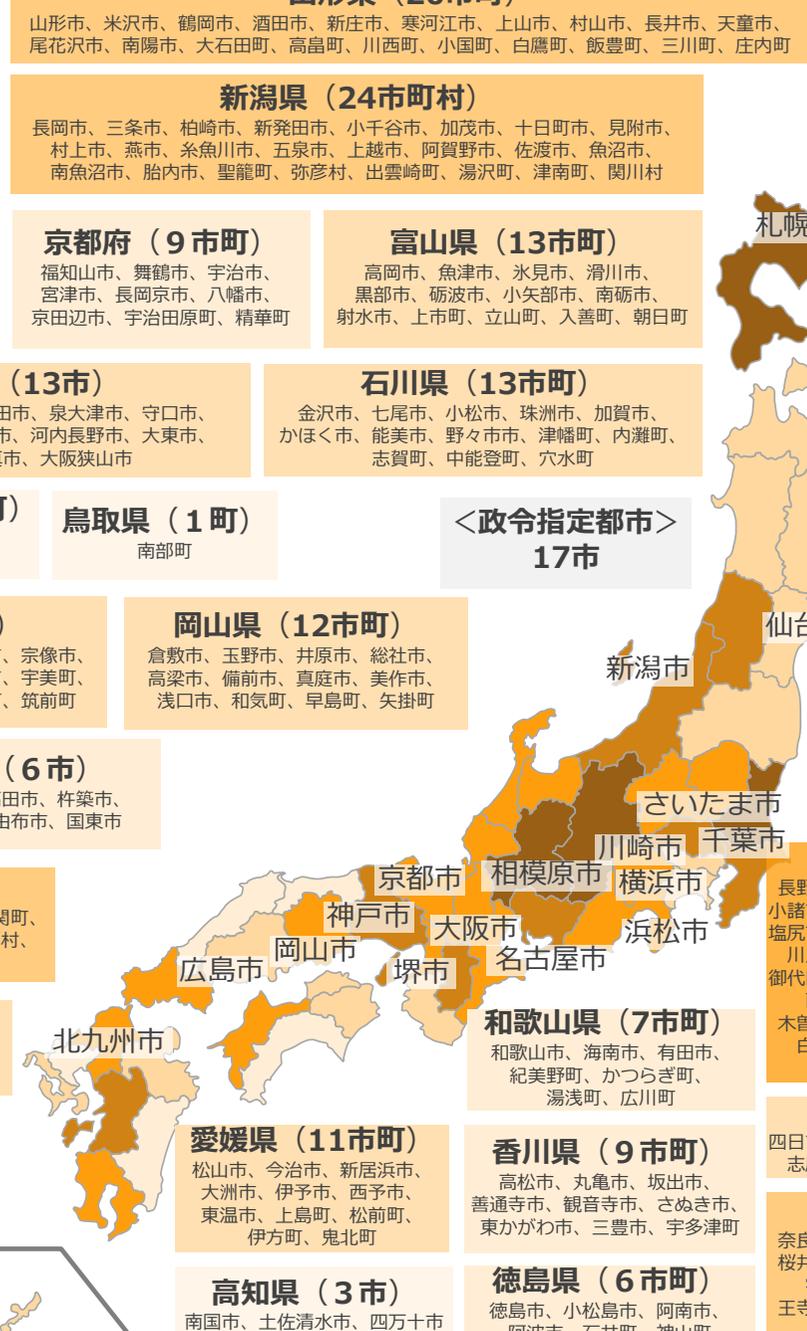
愛知県（20市町）
岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、北名古屋、みよし市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町

愛媛県（11市町）
松山市、今治市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、松前町、伊方町、鬼北町

香川県（9市町）
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

高知県（3市）
南国市、土佐清水市、四万十市

徳島県（6市町）
徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、石井町、神山町



総実施自治体数：670市区町村

※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

令和7年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先 【R7年7月時点※】

京都府 (5市町)

福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (3市)

大津市、甲賀市、野洲市

三重県 (4市町)

四日市市、桑名市、鈴鹿市、菟野町

青森県 (2市)

八戸市、むつ市

北海道 (12市町)

岩見沢市、登別市、伊達市、蘭越町、岩内町、東神楽町、東川町、白老町、安平町、釧路町、厚岸町、標茶町

兵庫県 (11市町)

姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三田市、養父市、宍粟市、稲美町、播磨町

大阪府 (6市)

池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市

和歌山県 (2町)

紀美野町、有田川町

秋田県 (2市)

大館市、大仙市

宮城県 (1市)

角田市

岩手県 (2市町)

大船渡市、一戸町

奈良県 (17市村町)

奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村

鳥取県 (1市)

境港市

島根県 (1市)

雲南市

広島県 (1市)

廿日市市

福島県 (4市町)

会津若松市、伊達市、国見町、石川町

山形県 (8市町)

山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、尾花沢市、川西町、小国町、白鷹町

茨城県 (13市町村)

石岡市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大子町、美浦村、利根町

岡山県 (12市町)

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

山口県 (6市)

下関市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祇市

徳島県 (1市)

徳島市

群馬県 (3市町)

前橋市、沼田市、邑楽町

栃木県 (1市)

佐野市

愛媛県 (3市町)

松山市、今治市、伊方町

香川県 (7市町)

高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

千葉県 (7市町)

成田市、習志野市、柏市、我孫子市、八街市、白井市、栄町

埼玉県 (8市町)

川越市、川口市、上尾市、久喜市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町

長崎県 (4市町)

松浦市、五島市、南島原市、時津町

福岡県 (5市町)

中間市、大野城市、宗像市、久山町、桂川町

神奈川県 (3市町)

秦野市、大磯町、開成町

東京都 (3市区)

板橋区、昭島市、日野市

大分県 (2市)

竹田市、豊後高田市

宮崎県 (1市)

小林市

鹿児島県 (6市町)

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、与論町

熊本県 (6市町)

八代市、宇城市、玉東町、南関町、大津町、高森町

山梨県 (2市町)

韮崎市、昭和町

富山県 (6市町)

高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、朝日町

新潟県 (9市町村)

長岡市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町

長野県 (6市町)

須坂市、大町市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、富士見町

福井県 (9市町)

福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、越前町

石川県 (5市)

金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、野々市市

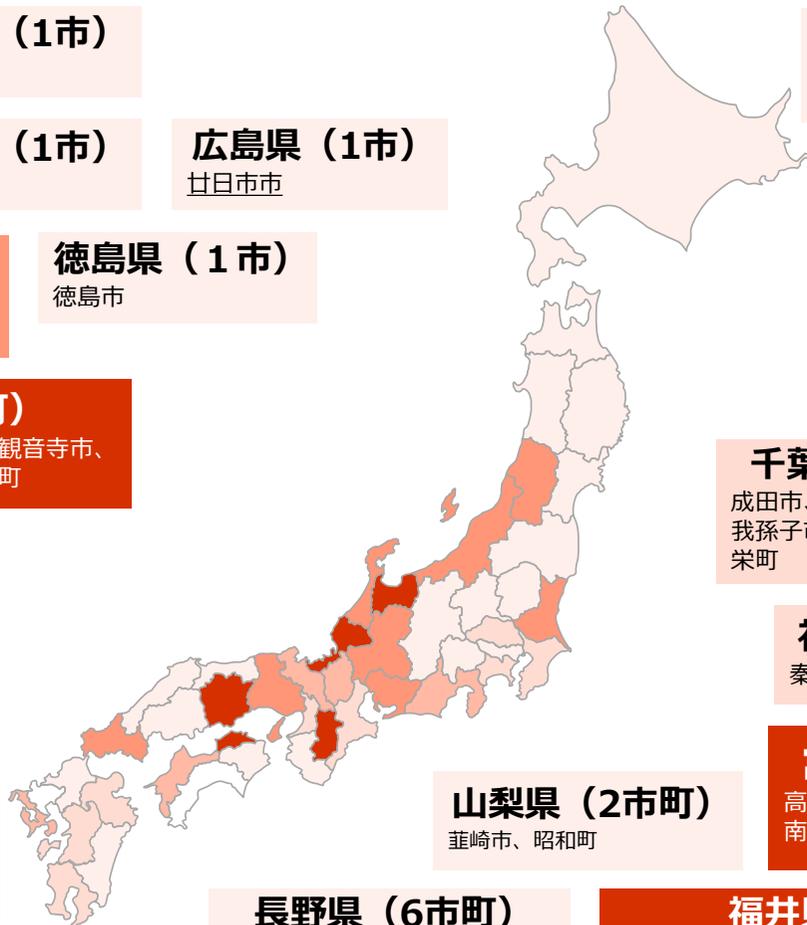
政令指定都市 (11市)

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市

総実施自治体数：251市区町村

文化部のみ実施の自治体数：15市町 (下線あり)

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額 44億円+ 事項要求
(前年度予算額 37億円)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円+ 事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援などを実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

① 地域クラブ活動の活動費等の支援
〔指導者謝金
事務局人件費等〕

② 経済的困窮世帯の生徒への支援
(参加費・保険料)

③ 推進体制の整備等
〔コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用等〕

(2) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費、JSC運営費交付金

- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる伴走支援
- ② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、好事例の横展開
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、指導・リスクマネジメントの手引きの作成や、動画ポータルサイトの運営
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

補助金

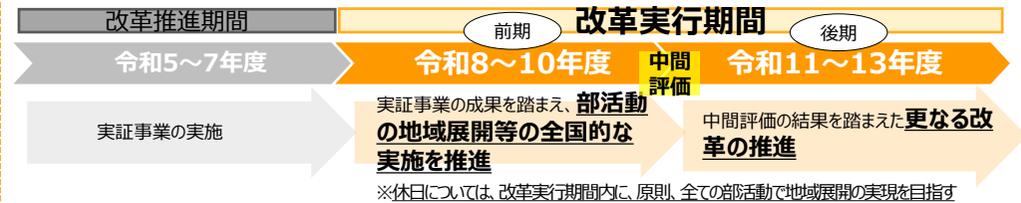
【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

補助金

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）**
第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。